

# 山梨県公報

第千八百九十四号

平成二十年

十月十六日

木 曜 日

## 目 次

土地収用事業の認定	五七五
道路の区域変更(二件)	五七六
道路の供用開始	五七七
都市計画事業の認可	五七七
<b>公 告</b>	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五七八
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	五七八
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	五七九
障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業の廃止	五七九
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	五七九
平成二十年度山梨県准看護師試験の実施	五七九
換地処分の実施	五八〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)	五八〇
落札者等の決定について	五八二
<b>教育委員会</b>	
一般競争入札について	五八二

## 告 示

### 山梨県告示第四百四十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十年十月十六日

山梨県知事

横 内 正 明

- 一 起業者の名称  
都留市
- 二 事業の種類

市道栄町四日市場線改良工事(山梨県都留市つる四丁目地内から同市つる五丁目地内まで)

三 起業地

1 収用の部分 山梨県都留市つる四丁目、つる五丁目及び下谷四丁目地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

申請に係る事業は、山梨県都留市つる四丁目、つる五丁目及び下谷四丁目地内における市道栄町四日市場線改良工事(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第四号の市町村道に関する事業であり法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

市道栄町四日市場線(以下「本路線」という。)は、道路法第八条の規定により都留市長が市道に認定した路線であり、同法十六条の規定により都留市が道路管理者となることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、山梨県が施行する県道都留インター線改良工事に伴い、現在の市道を付け替えるものである。

県道都留インター線改良工事は、中央自動車道の都留インターチェンジを大月市方面のみ乗降可能なハイウェイインターチェンジから富士吉田市方面にも乗降可能なフルインターチェンジへと改築するものである。

都留市では、都留インターチェンジを中心にレジャー施設や工業団地が建設され、繊維工業、金属の切削・プレス業、電気電子産業などが発達してきた。

しかしながら、現在の都留インターチェンジはハイウェイインターチェンジであり、都留市から富士吉田市、さらには東海地方へ向かう唯一の幹線道路である一般国道百三十九号は、工業製品の運搬等の物流による通過交通及び富士五湖等へ観光に訪れる通過交通と、地域住民が日常生活で利用する地域内交通がふくそうし、円滑な交通が阻害されている状況にある。このため、都留市を中心とする地域では、東海地方への自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められている。

平成十九年に都留市が実施したアンケート調査によると、回答した企業の約六

割が東海地方へ製品を出荷しており、同じく約五割が都留インターチェンジのフルインターチェンジへの改築による販路の拡大効果を期待するとしている。

県道都留インター線改築工事の完成により、都留市を中心とする地域から東海地方への自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上することから、市場圏の拡大や回遊型観光の形成が見込まれ、この地域のさらなる発展及び活性化が期待される。また、一般国道百三十九号における円滑な自動車交通の確保にも寄与するものと認められる。

一方、本路線は、都留市中央一丁目地内の一般国道百三十九号との接続点を起点とし、同市つる地内、下谷地内を通過して四日市場地内に至る延長二三九二・八mの市道であり、地域住民の通勤通学路として利用されている生活関連道路である。

本件事業の完成により従来どおり交通の確保が可能になる。  
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、起業者は、都留市教育委員会との協議に基づき試掘調査を行い、必要に応じて発掘調査、記録保存等の措置を講ずることとしている。

また、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、従前の道路の付け替えを行うものであることから、生活環境への影響は軽微であると認められる。  
したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業は、県道都留インター線改築工事の施行に伴い、市道栄町四日市場線の付け替えを行うものであり、事業計画においても道路構造令に定める規格に適合していると認められる。また、本件事業におけるルートについては、送電線鉄塔基礎及び富士急行線等の公共施設、沿道の土地利用状況等を考慮した上で、改良延長が最短に必要な土地の面積も小さく済むよう計画されたものであり、社会的、経済的及び技術的に合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、合理的であると認めら

れる。  
したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

3(一)で述べたように、都留市を中心とする地域では、富士吉田市、さらには東海地方への移動に多大な時間を要しており、自動車交通の高速化及び定時性の確保が強く求められている。

また、都留市が平成十六年十月に策定した都留市都市計画マスタープランにおいて、都留インターチェンジのフルインター化について、整備を推進するものと位置づけられている。

よって、早期に市道を付け替える必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性  
以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
都留市役所基盤整備課

山梨県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年十一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡道志村字戸渡六六四四番の二地先から 南都留郡道志村字戸渡六六四四番の二地先まで	一〇・〇	一一・〇	二九・〇	一〇六・〇
	〇	〇	〇	〇

**山梨県告示第四百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年十一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡道志村字中丸六一七二番の二地先から 南都留郡道志村字中丸六〇七七番の二地先まで	六・〇	九・〇	一〇・〇	二〇五・〇
	〇	〇	〇	〇

**山梨県告示第四百四十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	都留市井倉字沢戸七五九番の二地先から 都留市井倉字沢戸八二〇番の五地先まで	七八・〇	平成二十年十月三十日

**山梨県告示第四百四十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業三・四・三一号常永小学校東西線
- 二 施行者の名称  
昭和町
- 三 事業施行期間  
平成二十年十月十六日から平成二十二年三月三十一日
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
山梨県中巨摩郡昭和町大字河東中島字西国田、山伏地内
  - 2 使用の部分  
山梨県中巨摩郡昭和町大字河東中島字西国田地内

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十年十月十六日  
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 YWC
- 2 代表者の氏名 春日一郎
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市
- 4 定款に記載された目的

この法人は、IT技術の習得に興味があるすべての障がい者に対して、教育機関及びIT企業との連携により、職業能力の開発及び雇用機会の創出に関する事業を行い、障がい者の自立と社会参加を促進し、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十年十月七日から同年十二月十六日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十年十月十六日  
 山梨県知事 横 内 正 明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 ピースの会	ピース工房なか みち	甲府市右左口町一 二五七番地六	自立訓練（生 活訓練） 就労移行支援	知的障害者

社会福祉法人 不二の里森福 社会	障害福祉サービ ス事業所けやき 園	富士吉田市下吉田 字尾垂六六三番 地一	生活介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 三富福祉会	サポートセンタ ー八口八口一番	山梨市小原東字今 田一三〇九番地一	生活介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
株式会社Z I R I T S	スキルアップス クールSES甲 府校	甲府市宮原町九四 番地一	就労移行支援	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
有限会社ケア サービス青空	ケアサービス青 空	甲府市武田二丁目 一二番一四号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児
合同会社山梨 介護サービス	山梨ケアサービ ス	甲府市城東五丁目 三番一三号	居宅介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者・ 障害児
社会福祉法人 三井福祉会	ワーキングスベ ース大地	甲斐市牛匂二〇二 九番地二	就労継続支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
			就労継続支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
			就労移行支援	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者

館	
自立訓練（生活訓練）	精神障害者
知的障害者・精神障害者	

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社あつとけあハウスあ	あつとけあハウス	笛吹市石和町山崎一〇二番二号	共同生活介護
特定非営利活動法人南風会	ステップ増穂	南巨摩郡増穂町長沢四五〇番地一	就労継続支援A型
社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会	金丸ホーム	韮崎市旭町上條中割一七七八番地	共同生活援助
メディックス株式会社	メディックス福祉事業部	甲府市国母三丁目一五番二二号	居宅介護・重度訪問介護

● 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業の廃止  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から指定相談支援事業の廃止の届出があった。

山梨県知事 横内正明

株式会社やさしい手甲府	やさしい手富士見事業所	甲府市富士見一丁目三番二五号町田ビル二階	相談支援事業
-------------	-------------	----------------------	--------

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として指定した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	担当する医療の種類
富士桜調剤薬局	富士吉田市上吉田三丁目二番一九号	薬局（調剤）
高根調剤薬局	北杜市高根町村山北割一九七三番地二	薬局（調剤）
アーク調剤薬局上阿原店	甲府市上阿原町四四六番地一A	薬局（調剤）
もも薬局	甲府市荒川二丁目七番三号	薬局（調剤）

● 平成二十年度山梨県准看護師試験の実施  
 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第百二十三号）第十八条の規定により、平成二十年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時  
平成二十一年二月二十二日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所  
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学 池田キャンパス
- 三 試験方法

筆記試験

四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十四号）第二十三条に規定する科目

五 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

七 受験手数料

六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

八 受験願書の配布期間及び場所

平成二十年十二月一日（月）から同月二十六日（金）までの山梨県の休日を含め、条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当（甲府市丸の内一丁目六番一号）において交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円切手をはり付けた宛先明記の返信用封筒（角二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛に平成二十年十二月十七日（水）までに送付すること。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法

持参又は郵送すること。

3 受験願書の受付期間

平成二十一年一月五日（月）から同月九日（金）までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、平成二十一年一月五日（月）から同月九日（金）までの消印のあるものを有効とする（簡易書留で送付すること。）。

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 二二三 一四八 四）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（三珠豊富地区柵田工区）の換地処分を平成二十年九月二十四日実施した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年九月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社前島組

2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千九百九十一番地二十

3 代表者の氏名 前島幹雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六一三七号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年八月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年九月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社筒井建設
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町河内六十五番地一
- 3 代表者の氏名 筒井憲也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一七)第三三三三三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年九月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社渡邊興業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山三日市場二千五百六十五番地七
  - 3 破産管財人の氏名 佐々木亮
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七七四二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年九月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社井上重建運輸
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市天狗沢六十五番地一

- 3 代表者の氏名 井上直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八〇五八号
- 四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年九月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社中村興業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上粟生野二十二番地
  - 3 代表者の氏名 中村稔
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一六)第八〇一三三三号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年九月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社ログテック
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市白州町横手百六十六番地六

- 3 代表者の氏名 田中豊穂
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八九八四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年九月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社ミサト工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市寺部八百三十七番地二
  - 3 代表者の氏名 古屋幹人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八五三〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年九月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 初動捜査活動支援システム 六基
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
 平成二十年九月十一日

- 四 随意契約の相手方の名称及び住所  
 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
 四千九百四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十条第一項第二号に該当

教育委員会

● 一般競争入札について  
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。  
 平成二十年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 借入物品等の名称及び数量  
 山梨県立図書館システム用サーバー機器等 一式
  - 2 借入物品等の内容  
 山梨県立図書館システムで利用するサーバー機器等一式。なお、詳細は、山梨県立図書館システム用サーバー機器等の借入に係る入札説明書によること。
  - 3 借入期間  
 平成二十一年三月一日から平成二十四年九月三十日まで
  - 4 納入場所  
 山梨県立図書館
- 二 参加資格
  - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十六年山梨県告示第百六十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る



指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

### 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 〇〇三二

山梨県甲府市丸の内二丁目三十三番一号 山梨県立図書館総務課

電話〇五五 二二六 二五八六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十年十月二十二日(水)までの山梨県立図書館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十年十一月五日(水)までの県立図書館の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県立図書館総務課(山梨県甲府市丸の内二丁目三十三番一号)に持参すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十年十一月二十七日(木)午後二時 山梨県立図書館(郵便番号四〇〇 〇〇三二 山梨県甲府市丸の内二丁目三十三番一号)四階会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に違反し、価格又はその他の点に關し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)(第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

### 四 その他

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Computer equipment for Yamanashi Prefectural Library System 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM November 27,2008

3 Bureau in charge

Administration Section, Yamanashi Prefectural Library

33-1 Marunouchi 2-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0031 Japan

TEL 055-226-2586

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番